

## 軽度者の福祉用具貸与の例外的な利用（軽度者申請）のご案内

要支援1・2または要介護1（自動排せつ処理装置については要介護2・3の方を含む）と認定された方（以下「軽度者」という。）に係る【表1】の福祉用具貸与は、その状態像からみて使用が想定しにくいことから、原則介護保険給付の対象外となります。

【表1】

車いす・車いす付属品	認知症老人徘徊感知機器
特殊寝台・特殊寝台付属品	移動用リフト（つり具の部分を除く。）
床ずれ防止用具及び体位変換器	自動排せつ処理装置 （尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

ただし【表2】の1から3のいずれかに該当する場合は、所定の手続き（軽度者申請）をしていただいた上で、介護保険での福祉用具貸与をご利用できます。

申請方法は、3ページ以降「軽度者申請の手順」をご覧ください。

【表2】

1	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に2ページ【表3】厚生労働大臣が定める者のイの状態像に該当する者 （例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
2	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに2ページ【表3】厚生労働大臣が定める者のイの状態像に該当することが確実に見込まれる者 （例 がん末期の急速な状態悪化）
3	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から2ページ【表3】厚生労働大臣が定める者のイの状態像に該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

（カッコ内）の状態は、あくまでも例示に過ぎず、逆にそれ以外の者であっても1～3の状態であると判断される場合もあります。

なお、2ページ【表3】の太枠内  に該当する場合は、軽度者申請不要です。

適切なケアマネジメントにより、介護保険の福祉用具貸与をご利用ください。

太枠内に該当している場合は、軽度者申請不要です。

【表3】福祉用具貸与費[1]算定の可否の判断基準表

要介護度	対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (状態像)	厚生労働大臣が定める者のイに該当する 基本調査の結果
要支援1 要支援2 要介護1	ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3.できない」 (注)参照
	イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3.できない」 基本調査1-3 「3.できない」
	ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3.できない」
	エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・ 理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査3-2～基本調査3-7の いずれか「できない」 又は基本調査3-8～基本調査4-15 のいずれか 「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症 の症状がある旨が記載されている場合も 含む。
		(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2「4.全介助」以外
	オ 移動用リフト(つ り具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要と する者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と 認められる者	基本調査1-8 「3.できない」 基本調査2-1 「3.一部介助」又は「4.全介助」 (注)参照
要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3	カ 自動排せつ処理 装置	(一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4.全介助」 基本調査2-1 「4.全介助」

(注)アの(一)及びオの(二)については、該当する認定調査項目がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員(以下「ケアマネジャー等」という。)が判断します。

例えば車いすの貸与について「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」とケアマネジャー等が判断した場合は、区への軽度者申請は不要です。

# 1 軽度者申請の手順

## (1) 医師等からの医学的所見の確認

ケアマネジャー等は福祉用具を貸与するに当たり、医師等から医学的所見を または の方法により確認してください。

主治医意見書または医師の診断書により確認

については、次のアからウのすべてが確認できるものとしてください。

- ア 原因となる疾病、その他の原因
- イ 福祉用具が必要な具体的理由（2ページ【表3】「算定の可否の判断基準表」厚生労働大臣が定める者のイの状態像であることが明確にわかるように。）
- ウ 医師の医学的所見に基づき、1ページ【表2】の1から3のいずれかに該当している。

担当のケアマネジャーが医師に医学的所見を聴取する。

の場合、確認日、医療機関名、医師の氏名および下記アからウの内容を聴取し、聴取内容を「居宅（介護予防）サービス計画書」に記入してください。

- ア 原因となる疾病、その他の原因
- イ 福祉用具が必要な具体的理由（2ページ【表3】厚生労働大臣が定める者のイの状態像であることが明確にわかるように。）
- ウ 医師の医学的所見に基づき、申請理由が1ページ【表2】の1から3のいずれかに該当しているか。

### 【医師の所見記入例】

「\_\_年\_\_月\_\_日、\_\_病院\_\_医師に、**がん末期の急速な状態悪化**（病名）で、**日常的に寝返り、起き上がりが困難**（\*「算定の可否の判断基準表」の状態像）のため、**特殊寝台および特殊寝台付属品**（福祉用具名）が必要であると聴取した。」

## (2) サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議で当該種目の貸与について、その必要性を検討する。

（検討内容および会議関係者の意見について、サービス担当者会議の要点に記載する）

## (3) ケアマネジャー等が介護保険課に軽度者申請に関する書類を区に提出する。

(2)のサービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえ、当該福祉用具貸与の必要性が認められた場合、予め本人等に当該福祉用具貸与の例外給付必要性についてケアマネジャー等が、練馬区に確認する（＝軽度者申請をする）旨の同意を得ておく必要があります。

次の から の書類を提出してください。

## 【提出書類】

### 軽度者の福祉用具貸与に係る確認申請書

申請書裏面「算定可否の判断基準表」も印刷し、該当箇所に○をつけてご提出ください。

### 居宅（介護予防）サービス計画書 1表から3表の写し

医師の所見等が記載されたもの。

付属品については品目、数量も記載

### サービス担当者会議の要点の写し

医師の所見等が記載されたもの。

### 医師の所見が確認できる資料

ただし または において医学的所見の内容が記載されている場合、 は提出不要です。

## 【提出期限】

要介護（支援）認定の新規、更新および区分変更申請中の場合

認定決定日から1か月以内。

要介護（支援）認定期間中の場合

貸与開始日から1か月以内

上記の期限を過ぎた場合、貸与有効期間は申請を受け付けた月の初日からとなります。

## **（4）ケアマネジャー等が確認通知を受け取り、本人等に連絡すること。**

確認終了後、介護保険課よりケアマネジャー（計画作成者）等宛に確認通知を交付します。

以後は、居宅（介護予防）サービス計画を作成し、本人の同意を得る等の通常のケアマネジメントを行い貸与開始となります。

貸与開始後は、モニタリング等の結果を参考に必要に応じサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性を見直し、その結果を記録すること。

## 2 その他

新型コロナウイルス感染症に係る要介護（支援）認定の臨時的な取扱いとして、認定有効期間を延長した被保険者については、同内容の貸与の継続であれば延長期間の軽度者申請は不要です。

## 3 申請書の提出先、お問合せ

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区 高齢施策担当部 介護保険課 給付係

電話 03(5984)4591(直通)